

金融・労働研究ネットワーク研究会「地域社会における金融機関窓口の在り方を考える」

農協の合併・組織再編と地域の生存権

全農協労連・書記次長 星野慧

星野と申します。金融庁への要請に私も参加していきまして、なぜ金融庁の職員がこんなことが分からないのかと疑問に感じる場面があります。それは政府の果たすべき責任が根本的に分かっていないということです。そういう問題意識に基づいて改めて地域金融って何なのかを考える必要があるんじゃないかという話をして、今回こういうテーマを頂きました。

ちょっと大きなテーマでの話になると思うんですが、労働組合の立場でお話をしたいと思います。

1、農協はどんな組織か

まず農協というのはどういう組織かということをお話したいと思います。農協自体を知らない人はいないと思うんですが、どういうことをやっているのかは知らなかったり、誤解もあると思うので、こういう一覧を作ってみました。

農協というのは協同組合ですから、組合員の要求に基づいて事業をやる組織であり、事業や運営の根拠というのは「組合員の要求」ということとなります。そのうえで何ができるかということについては、農協の事業の範囲として農協法の第十条に定められています。

最近、財界や政府から農協バッシングが強く、マスコミもそれに乗じて大変なバッシングをしています。しかし、これは根本的におかしい話です。よく言われるのが農協は金融とか共済事業じゃなくて、本業である農業に力を入れるという言い方ですが、これは完全に間違いでして、農協の事業というのは、農家組合の営農と暮らしを支えるために事業をやっているのです。

例えば、「営農指導はいらなくて、金の工面だけをしてほしい」というのが、組合員の要求であれば、それは金融事業だけやればいいわけです。実際に信用事業を中心に行う「信用農協」という組織もあります。

要するに、そこに組合の要求があるかどうかなので、十条にあげられた農協事業の範囲はすべて本業であって、直接的に営農につながることでなくても、例えば生活を支える融資とかも本業であるということがなかなか分かってもらえないということがあります。

もう一つよく言われるのが、農業が衰退している理由に農産物価格の低さがありますが、これは「農協の販売の努力が足りない」ということを言われます。農家組合から「もうちょっと高く売ってくれ」と言われるのは分かるんですが、これは政府に言われる筋合いは全くありません。

農業という産業を支える責任は本来政府にあって、農協は組合員の要求に責任を持っているだけなのです。

農協法には農協の発展を持って「農業の発展に資する」と書いてありますが、その根本的責任は誰が持っているのかと言ったら、あくまで政府ということです。戦前の産業組合は販売、購買、利用、信用の4業種兼営でスタートしまして、こういうことが全て大事だということで信用事業、金融もやってきているわけです。

それは農家にとって大切だということだけじゃなくて、実質的に農村地域の住民の生存権、暮らしを支えているということです。例えば年金の受け取りについて、年金を年金者に届けるのは国の責任ですけれども、具体的には金融機関を通じて年金を渡すわけです。いま、その金融機

関にアクセスなかなかできないという問題があり、高齢者がどうしても窓口にいけない時には年金を現金で届けなきゃいけないわけですよ。

それを実際に行っている、年金の宅配とか配達をやっているのは、おそらく郵貯と農協だけではないでしょうか。これはただの金融サービスじゃなくて、本質的には国の責任であり、年金者の生存権であり、財産権の保障となります。それを肩代わりしている金融窓口が遠ざかることになれば、単に利便性が低くなるという意味とは質的に違う、生存権や財産を奪うことになると思うのです。

金融機関が顧客や組合員のためにサービスを向上するのはいいですし、もちろん法律を守る責任も金融機関にあります。けれども、金融機関の施策が住民の憲法の権利を阻害しているとなれば、それは金融機関の責任じゃなくて、政府が責任を持って対応するべきということになります。そこらへんが金融庁のやり取りの中でちょっと政府の認識がズレてるなと思ったのです。

農協がほかの法人とどう違うのかということ、事業の利用者は組合員です。員外利用というものもありますが、具体的には金融窓口や支店・支所があり、金融支店じゃない資材店舗とかいろんな店舗があるのですが、信用の店舗と窓口というのも非常に減っています。

2. 農協の合併・支店統廃合の実態

農協数の推移をみると、戦後1万5千以上あった農協が今は5百数十ということになっています。いろいろ紆余曲折ありますが、基本的には経営の厳しさから合理化によって合併するというふうになります。合併してもなんとか支所・支店を残せば、その機能自体は残すことは可能だと思うのですが、実質的に残ってないということです。

この資料は総合農協統計表などから作った表ですが、この五年超で農協改革と称して政府から非常に農協への攻撃が強まった時期に、農協職員数と本店・支所、事業所数、つまり農家にと

ってみると拠点が減っています。また、職員数以上に支店の数が減っています。

例えば、岩手の事例で見ると、この資料は2019年から2021年後ぐらいまでの農協の店舗数の統廃合の状況です。見ての通り、場合によっては一つの自治体に農協の店舗が一つもないところもあらわれています。

ということは、高齢者が生活するにあたって、年金宅配便が必要な場合、その自治体に支店がなくてもお届けしますということになると、これは職員の負担になるわけです。しわ寄せは労働者の収奪によって成り立つという状況ですね。地域の方々の生存権が、特定の法人の労働者の収奪によって成り立つ、そういう状況で果たしていいのかということになると思うんです。

農協のJA全国大会は全国の方針を決定するのですが、その内容に従って都道府県大会もおこなわれます。県によっては具体的に財務目標を立てて、これを下まわるようだと言合統廃合しますという基準を定めています。

しかし、農協は組合組織なので、組合が議決してこの支店をなくしちゃだめだと議決ができるんですが、その議決によらない基準が上からあって、それに基づいて事業の合理化が行われているということなのです。

実際、金融庁や日銀等も合理化策に加担をすることをしています。一つ紹介しますが、地域金融強化のための特別当座預金制度が、2020年から始まって、農協も名乗りを上げています。これは日銀の会員である地域金融機関を対象とする制度ですが、農協の場合は直接的には会員ではないので系統金融、農林中央金庫を通じてこれにのっかれることになりました。

どういう中身かと言いますと、地域金融機関が将来にわたり地域経済をしっかりと支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経済基盤の強化を資する観点から、金融システムの安定確保のための政策として、一定の要件を満たした先に対し、補完当座預金制度に基づく付利に加え、当座預金残高について追加的な付利を行う制度を導入するということです。

金融機関の日銀当座預金に0.1%上乗せ金利があることになり、これだけ見ると地域のことを考えてくださってるのかなと思ってしまいますが、この「一定の要件」が何かって言ったら、収益力強化、経費削減と言うことで具体的に言ったら地域からの撤退と統廃合なのです。

実際のメニューとしてもそういうことを挙げてこの追加付利を確保するというので、これは乗っかる農協もあれば、乗っからない農協もあるのです。確か400ぐらいの農協がこの枠組みに乗っかっています。こういうことをやること自体、地域の住民の生存権を積極的に奪う憲法違反の政策だと思えます。

3. 協同組合金融の維持・発展に向けて考えること

まだまだ地域で農協は頑張っているぞというエピソードを紹介したいと思います。先日、宮城県に住んでいた義理の母が亡くなりましたが、その所管の農協は大規模合併した新みやぎ農協になります。飛び地も含めて4~5の自治体にまたがっているものの、まだ農協の支店に行けば窓口で知り合いもいるので色々話ながら相続の対応してくれるわけですが、メガバンク相手だと本当にわけがわからないのです。

例えば、三菱 UFJ 銀行は宮城県内には仙台市にしか支店がありません。ネットバンキングでスマホから操作していた口座にいくら入っていて、どういう手続き取ったらいいのかがなかなかわかりづらく、まずは電話予約を取りつけて、仙台の支店に行かなければならないわけですが、予約しても2週間はかかるわけです。残された高齢の義父がそういう対応をするのは困難で、子供が東京から行って予約を取ってやらないといけません。

東京でも相続の相談はできたかもしれないのですが、いま本当にちゃんと相続手続きできてないケースが結構あるんじゃないかって思うのです。これは生きていく人にとっての生存権にかかわりますし、ネットバンキングに誘導して

支店や人を減らしていくことが、財産権を侵害していることになっていると思っています。

農協には準組合員制度があります。もちろん準組合員もれっきとした組合員なのですが、この準組合員を廃止しようという攻撃が政府からあった時、JC 総研という当時の農協のシンクタンクも反対の論陣をはりました。その JC 総研におられた元全中の方を労働組合の学習会におよびした際に、当時のことを振り返って「準組合員の利用規制で資産を奪うようなことは財産権を盾に論じて憲法違反になりできない」ということをおっしゃられており、私は経営者サイドの方から「憲法」という言葉が出てきたことに驚きました。

他にも TPP の問題で一定の共同の運動を行ってきた時も、やっぱりこれは公共だとか、生存権を侵すものだということで、国民的な合意を作りながら運動を掲げたこともありました。

やはり物事の本質、根本的な根拠は憲法なんだと改めて感じました。今、憲法というと憲法九条の問題ですとか平和問題に議論が狭まりがちだと思うんですが、やはり産業としても憲法を根拠しているということです。

金融庁への要請の中でも最初の入り口はこちらも金融庁も一緒のようで、途中から噛み合わなくなっていく。支所・支店が統廃合されたら利用者が困る、良くない、だからこれをどうするんだっていう議論をすると、こちらとしては当然支所・支店を残すべきだということなんですが、金融庁からするとその銀行そのものがつぶれないために経営を強くしなきゃいけないということで、支所・支店の統廃合というのは経営判断だということなんです。

これは全部金融機関の責任にされているように見えますけれども、本質的には生存権だとか財産権ということからする信頼できる政策や指導が求められ、それは政府の責任であるという点について要請する必要があると思います。私はその角度で金融庁に発言したのですが、金融庁の職員は「えっ憲法、何それ？」みたいな感じでした。

じゃあ、どう取り組んで行くのかということですが、農協の場合ですと組合員が農協の意思決定にどう関与するか、事業に主体的に関わっていくかが協同組合金融として大事なことだと思っています。この間も、例えば農協でやっているガソリンスタンドを廃止しようという動きがあった時、これは複数の事例がありますけれども、経営状況からすれば「廃止せざるを得ない」ということでも、農家組合の判断で、いやそれはダメだと。これは単にガソリンスタンドがなくなって不便になるという世界じゃなくて、その地域にそこしかないので生きて行けなくなることになりますから、頑張っってその出資を募ったり、どうやったら残せるのかってということで、消防署との交渉で要請をして、簡易的な方法で残すやり方を相談したりとか、あるいはどれぐらいの利用で年に何リッター需要があれば残せるかという話をしていきました。

そういうことで、上から勝手に決まったってことじゃなくて、どうやって残せるかということをやっています。これは金融の店舗についても基本的には同じで、事業者だけでなく利用者や組合員がどう認識して声を上げるかということが大事です。

もう一つは、それを阻害する政策があるというのは間違いないことなので、その政策転換はどうしても必要です。しかし金融庁はあまり地域のことをわかってないことあるんでしょうけど、良かれと思って経営を強くするためにやっているのかも知れません。

金利もこうしたらあげるよとやってるわけですけど、全然間尺に合わないんです。そういう問題を現場からきちんと伝えて、それが生存権や財産権の関係で政府の責任はどうなんかっていうことは、追及する必要があると思っています。労働組合の「連合」は、先頭にたって労働者と農民を分断してきました。連合ができた時に当初から政策・制度的要求と提言というのを出して、日本国民は国際価格と比較して相当割高の食料品を消費させられていると言い、その次はとり

わけ給与所得者に高い税負担と食料品価格が回っているということを言いました。

とにかく市場原理主義で日本の農業を潰そうとすることを言ったわけです。労働者の中に、農民が階級的な兄弟ではなくて敵だと言った。この影響は大変大きくて、これに抗して私たちも運動してきたわけなんですけど、自分たちにとって必要だとか、地域にとって必要だっただけじゃなくて、憲法という観点に行くのか別の角度が必要なのかわかりませんが、地域の金融機関を守らなければならないっていう合意を作ることを運動としてやっていかなければいけないと思います。今の政策を変えるためには、直接的に地域金融に関わってない人も含めて合意を得ていくことが、どうしても必要だと思います。

最後に、先ほど言った通り、年金を届けるのはあくまでは本来は行政の責任だと思っていますけれども、そう簡単に政府がそんな体制を組むことはないでしょう。ですからこれを放置するとますます地域に人が暮らせなくなって、道州制なんだということにどんどん繋がっていきかねません。基本的な責任は政府にありつつも、やっぱり地域としては何とかしてその役割を發揮し続けなければいけないし、それに資するような政策的な援助・支援も求めなければならないと思うので、地域金融機関としての自覚のもとに政策要求はして行く必要があると思っています。

金融共闘の中でも、引き続き金融庁の要請も含めて要求して行きたと思います。ありがとうございました。